

宜野湾市 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針

令和 6 年 3 月 28 日 市長決裁

1 総則

(1) 目的

本指針は、PPP/PFI 手法導入の優先的検討を行うに当たって必要な手続を示すことにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 定義

本指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- ① PFI 法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- ② PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ（Public Private Partnership）の略であり、市と民間が連携して、公共施設等の建設、維持管理、運営その他の公共サービスの提供を行う手法
- ③ PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative）の略で PPP の代表的な手法の一つであり、PFI 法に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法
- ④ PPP/PFI 手法：PFI を含む PPP 手法全般
- ⑤ 公共施設等：PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- ⑥ 公共施設整備事業：PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- ⑦ 利用料金：PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- ⑧ 運営等：PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- ⑨ 公共施設等運営権：PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- ⑩ 整備等：建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む
- ⑪ 優先的検討：公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入の適否を従来型手法に優先して検討すること

(3) 対象とする PPP/PFI 手法

本指針の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

<p>① 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法</p>	<p>ア 公共施設等運営事業 イ 指定管理者制度 ウ 包括的民間委託 エ O (運営等 Operate) 方式</p>
<p>② 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法</p>	<p>ア BTO 方式 (建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate) イ BOT 方式 (建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer) ウ BOO 方式 (建設 Build-所有 Own-運営等 Operate) エ DBO 方式 (設計 Design-建設 Build-運営等 Operate) オ RO 方式 (改修 Rehabilitate-運営等 Operate) カ ESCO (Energy-Service-Company) キ BLT 方式 (建設 Build-賃借 Lease-移転 Transfer) ク 公募設置管理制度 (Park-PFI 等)</p>
<p>③ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設または製造を担う手法</p>	<p>ア BT 方式 (建設 Build-移転 Transfer) (民間建設買取方式) イ 民間建設借上(リース)方式及び特定建築者制度等 (市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。)</p>

2 優先的検討の開始時期

3 の優先的検討の対象とする事業に関する計画等の策定又は見直しを行う場合に優先的検討を行うものとする。

3 優先的検討の対象とする事業

次の(1) 及び(2) に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。なお、次の(1)に該当する事業で、(2)には該当しない事業であっても優先的検討を行うことを妨げない。

(1) 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

- ① 建築物又はプラントの整備等に関する事業
- ② 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

(2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

- ① 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業 (建設、製造又は改修

を含むものに限る。)

② 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

(3) 対象施設の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- ① 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ② 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ③ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

4 適切なPPP/PFI手法の選択

(1) 採用手法の選択

市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の5の簡易な検討又は6の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(2) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

市は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- ① 指定管理者制度については次の5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略
- ② 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式については次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施
- ③ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法については、次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

5 簡易な検討

(1) 費用総額の比較による評価

市は、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、市の負担する費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

4において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

(2) その他の方法による評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、(1)にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- ① 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- ② 類似事例の調査を踏まえた評価

6 詳細な検討

市は、5の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7 評価結果の公表

市は、簡易な検討及び詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、遅滞なくホームページ上で公表するものとする。ただし、費用等の比較結果など当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながる事項については、入札手続き終了後等の適切な時期に公表するものとする。

8 検討体制

市は、5の簡易な検討及び6の詳細な検討の結果のほか、PPP/PFI手法導入の検討にあたり、必要な事項についてPPP/PFI手法導入検討委員会において審議する。

9 その他

本指針に定めるもののほか、PPP/PFI手法の導入に関するその他の事項は必要に応じて市長が別に定めるものとする。